

## 地域活性化包括連携協定

三木市（以下「甲」という）と佐川急便株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の密接な相互の連携及び協働に基づき、三木市の一層の活性化並びに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成する為、次の事項（以下「本連携事項」という。）について連携する。なお、各事項の詳細は別途甲乙協議の上決定する。

- （1）災害対策（地域防災への協力）に関する事。
- （2）地域の安全・安心に関する事。
- （3）観光支援に関する事。
- （4）地域産品の流通・販売支援に関する事。
- （5）環境保全の推進に関する事。
- （6）その他、地域活性化に関する事。

### （協力）

第3条 乙は、乙のグループ会社が本連携事項の一部を当事者として実施することを甲に提案できる。この場合において、それぞれの当事者の責任範囲や諸条件については、別途かかる当事者間で協議の上決定するものとする。

- 2 乙は、本連携事項の全部又は一部を第三者に再委託することができる。なお、乙は再委託先の行為について自らが本連携事項を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

### （機密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を本連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

### （協定の変更）

第5条 甲又は乙が本協定の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙